



# 共に支え合い みんながいきいきと 暮らせる社会をめざして

## 第五次須坂市障がい者等行動計画

(計画期間：2021年度～2026年度)

## 第6期須坂市障がい福祉計画

(計画期間：2021年度～2023年度)

## 第2期須坂市障がい児福祉計画

(計画期間：2021年度～2023年度)

須 坂 市

2021年3月 作成

## 共に支えあい みんながいきいきと暮らせる社会を目指して

須坂市長 三木 正夫

当市においては、「第五次須坂市総合計画」（計画期間：2011年度～2020年度）にもとづき、「障がいのある人もない人も、みんな同じく、いきいきと安心して暮らせるまち」「地域住民の障がい者に対する理解が深く、地域での就学や就労が確保されていて、一人でも安心して暮らせるまち」を目指して、障がい福祉施策を推進してまいりました。

また、「第四次須坂市障がい者等長期行動計画」（計画期間：2011年度～2020年度）、「第5期須坂市障がい福祉計画」（計画期間：2018年度～2020年度）、「第1期須坂市障がい児福祉計画」（計画期間：2018年度～2020年度）を策定し、障がい福祉サービスや相談支援体制の計画的な施行及び進捗管理に努めてまいりました。

2020年度はこれらの計画の最終年度となることから、3計画の整合を図り、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、計画期間を含めて見直し、一体的な計画として作成いたしました。

2020年、世界中に蔓延した新型コロナウイルス感染症により、私たちの社会の仕組みは大きく変わりました。個々の健康管理に加え、人と人の距離を保つことが求められる中、孤立しがちな社会的弱者に寄り添い、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、お互いを尊重し、支えあう地域共生社会の仕組みづくりの重要性が高まっています。

本計画は、これまで取り組んできた計画の理念を引き継ぎ、これからの当市の障がい福祉施策の方向性を明らかにするものです。

市民の皆様をはじめ、関係するすべての方が各々の役割を認識し、お互いに連携しながら「共に支えあい、みんながいきいきと暮らせる社会」の実現のため、ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、「須坂市障害福祉施策推進懇話会」にご参画いただいた皆様、アンケート調査及びパブリックコメント等にご協力いただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

2021年3月

# 目 次

## 【第1部 計画の概要】

第1章	策定の背景	1 P
第2章	計画の位置づけ・趣旨	3 P
第3章	計画の期間	5 P
第4章	須坂市の現状	6 P
第5章	計画の概要	8 P

## 【第2部 第五次須坂市障がい者等行動計画】

第1章	権利擁護の推進	10 P
	《目標1-1 相互理解の促進》	
	《目標1-2 権利擁護のための施策の充実》	
第2章	地域共生社会の発展	13 P
	《目標2-1 住まいの確保》	
	《目標2-2 生活安定のための施策の充実》	
	《目標2-3 介護等のサービス供給体制の充実》	
	《目標2-4 在宅福祉サービスの充実》	
	《目標2-5 施設サービスの充実》	
	《目標2-6 障がい者団体との連携》	
第3章	安全で暮らしやすいまちづくり	18 P
	《目標3-1 災害対策の充実》	
	《目標3-2 交通・移動対策の充実》	
	《目標3-3 まちづくりの総合的推進》	
	《目標3-4 生活環境の整備促進》	
第4章	社会活動への参加の促進	21 P
	《目標4-1 雇用の促進と安定》	
	《目標4-2 働く場・活動の場の確保》	
	《目標4-3 コミュニケーション手段の充実》	
	《目標4-4 文化・レクリエーション活動の振興》	
第5章	ライフステージに応じた保健・医療・福祉サービス等の充実…	24 P
	《目標5-1 障がいの予防・早期発見体制の充実》	
	《目標5-2 医療・リハビリテーションの充実》	
	《目標5-3 地域包括ケアシステムの深化・推進》	
	《目標5-4 療育体制の整備》	
	《目標5-5 教育の充実》	
	《目標5-6 生涯学習の推進》	

### 【第3部 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画】

第1章	障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）	29P
	<< 1 第6期障がい福祉計画の成果目標 >>	
	<< 2 第2期障がい児福祉計画の成果目標 >>	
第2章	障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み（活動指標）	34P
	<< 1 訪問系サービス >>	
	<< 2 日中活動系サービス >>	
	<< 3 居住系サービス >>	
	<< 4 相談支援 >>	
	<< 5 障がい児支援 >>	
第3章	地域生活支援事業	39P
	<< 1 地域生活支援事業の内容 >>	
	<< 2 実施に関する考え方と見込量及び見込量確保のための方策 >>	

### 【第4部 資料編】

	第五次須坂市障がい者等行動計画・第6期須坂市障がい福祉計画・第2期須坂市障がい児福祉計画策定のためのアンケート調査結果について	43P
--	---	-----

## 第1章 策定の背景

当市では、障害者基本法に基づく障害者計画として、「第四次須坂市障がい者等長期行動計画（計画期間：前期 2011 年度～2015 年度、後期 2016 年度～2020 年度）を 2011 年 3 月に作成し、「障がいが高くても地域で当たり前の生活ができる社会を創る」「みんなで助け合い地域で元気に暮らせる社会を目指して」を基本目標に障がい福祉施策を推進してまいりました。

この間、障がい児・者、障がい福祉施策をめぐる社会情勢はめまぐるしく変化してきています。

### 1 障害者基本法の一部改正（平成 23 年 8 月 5 日施行）

〈主な項目〉

#### （1） 目的規定の見直し

障害者権利条約の趣旨に沿った障害者施策の推進を図るため、同条約に定められる障害者のとらえ方や目指すべき社会の姿を新たに明記するとともに、施策の目的を明確化する観点から改正を行いました。また、すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、あらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会の実現を新たに規定しました。

#### （2） 障害者の定義の見直し

障害者権利条約の規定を踏まえ、日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会のあり方との関係によって生ずるという社会モデルに基づく障害者の概念が盛り込まれました。

#### （3） 地域社会における共生等

（1）の目的に沿って、全ての障がい者が等しく基本的人権を有する個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する旨が盛り込まれました。

#### （4） 差別の禁止

障がい者に対して、障がいを理由として差別することその他権利利益を侵害する行為をしてはならない旨が盛り込まれました。

### 2 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）の制定等（平成 24 年 10 月 1 日施行）

障がい者に対する虐待はその尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加にとって障害者虐待の防止を図ることが極めて重要です。

こうした点等に鑑み、平成 23 年 6 月 17 日、本法が議員立法により成立しました。

この法律は、障がい者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見その他障害者虐待の防止等に関する国の責務、養護者による虐待防止に資する支援のための措置等を定めることにより、障がい者の権利擁護に資することを目的としています。

3 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）の制定等（平成 25 年 4 月施行 平成 30 年 4 月改正）

平成 18 年度に施行された障害者自立支援法は、障がい者制度改革推進本部等における検討をふまえて、障がい児者を権利の主体と位置付けた基本理念を定め、また障がい児支援については児童福祉法を根拠法に整理しなおし、平成 25 年 4 月に「障害者総合支援法」に変更して施行されました。

また平成 30 年 4 月の改正により、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスへの円滑な移行を促進するための見直し、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られました。

4 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律」（障害者優先調達法）（平成 25 年 4 月施行）

障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就労する障がい者の経済的自立を促進するため、国及び地方公共団体は、物品やサービスを調達する際に障がい者就労施設等から優先的に調達することが定められました。

当市では本法に基づき、「須坂市障がい者就労施設等からの物品等調達方針」を定めています。

5 発達障害者支援法の一部改正（平成 28 年 8 月 1 日施行）

平成 17 年 4 月に施行された発達障害者支援法が改正されました。改正の趣旨は、発達障がい者の支援を切れ目なく行うことが重要であること、発達障がい者の定義を発達障がいがあって社会的障壁によって日常生活等に制限を受ける者としたこと、基本理念として地域社会での共生等が設定されました。また、国や地方公共団体には医療、保健、福祉、労働、教育等関係機関が連携した相談支援体制の整備が義務付けられました。

6 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の制定等（平成 28 年 4 月施行）

平成 18 年 12 月に国連総会において障害者権利条約が採択されました。国は平成 19 年 9 月に同条約に署名、国内の法整備を進め、平成 26 年 1 月に権利条約が批准されました。

本法は法整備を進める中で作成が進められ、障がい者に対する差別的取り扱いの禁止、国や地方自治体の合理的配慮の提供義務等が定められました。当市では本法の施行に伴い、「障がいを理由とする差別を解消するための職員対応要領」を定めています。

7 「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）の一部改正等（平成 28 年 4 月施行（一部は平成 30 年 4 月施行）

障害者雇用促進法が改正され、精神障がいも法定雇用率の算定対象になりました。また企業にも障がい者差別の禁止と合理的配慮の提供が求められています。

8 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の制定等（平成 28 年 8 月施行）

発達障害者支援地域協議会の設置、発達障害者支援センター等による支援に関する配慮等が定めら

れました。

## 9 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（成年後見制度利用促進法）及び「成年後見制度利用促進基本計画」の制定等

「成年後見制度利用促進法」第 12 条第 1 項に基づき、成年後見制度の利用の促進に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「成年後見制度利用促進基本計画」が定められました。（平成 29 年 3 月）

市町村は国の基本計画を勘案し、各市町村区域における成年後見制度利用促進基本計画の策定を求められています。

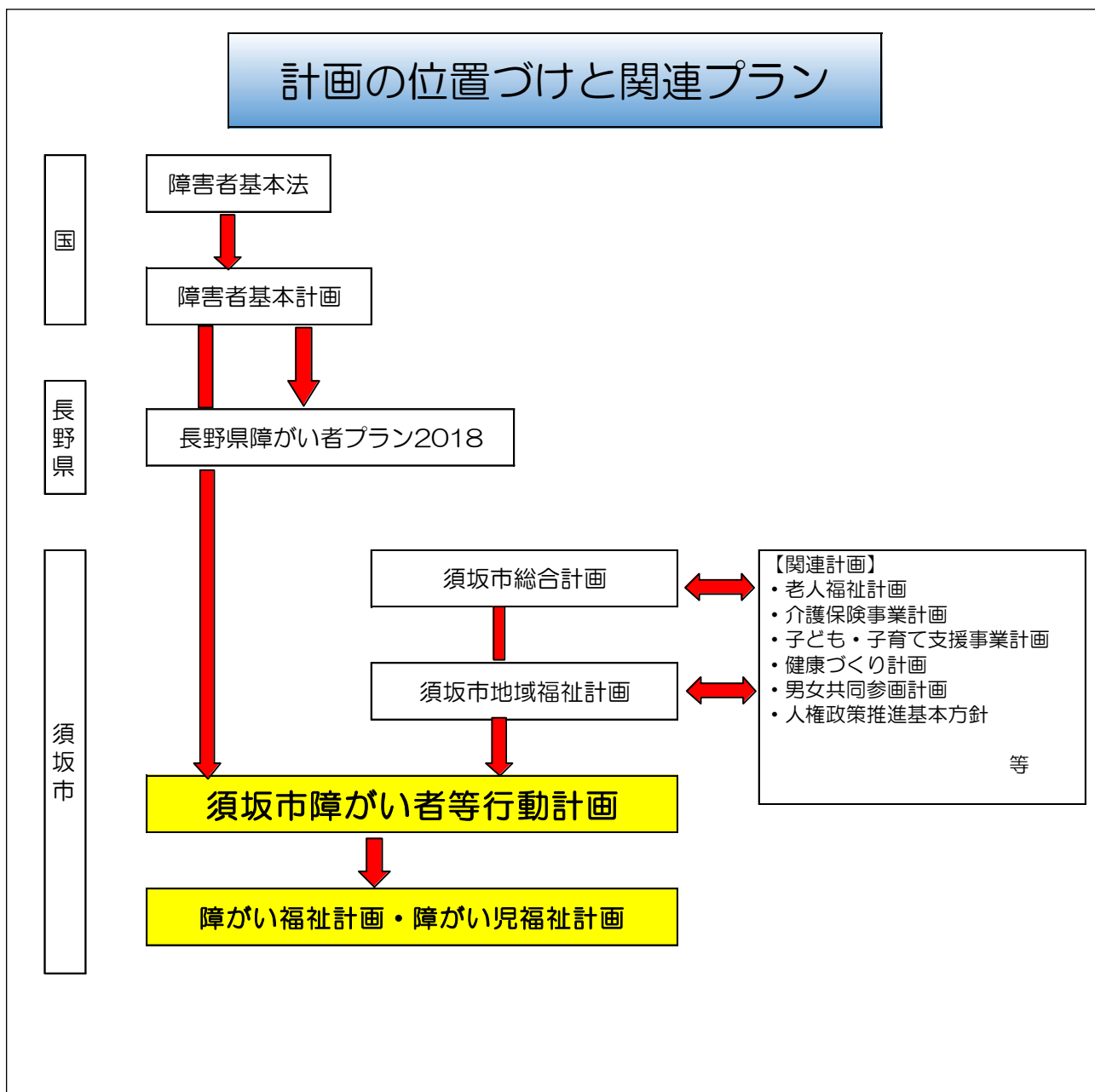
このような障がい福祉をとりまく情勢が目まぐるしく変化する中、当市では 2020 年度に「第四次須坂市障がい者等長期行動計画」「第 5 期須坂市障がい福祉計画」「第 1 期須坂市障がい児福祉計画」が同時に計画期間を終了することから、3つの計画の整合性を図り、社会の変化に迅速に対応するため、一体の計画として作成することといたしました。

## 第 2 章 計画の位置づけ・趣旨

法律の規定に基づく障がい福祉に関係した計画は以下の3つです。

名称	根拠法令	内容	計画期間	所管
障害者計画	障害者基本法	障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期的計画	法律上の規定なし	内閣府
障害福祉計画	障害者総合支援法	障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	3年間	厚生労働省
障害児福祉計画	児童福祉法			

本計画は、市の上位計画である第六次須坂市総合計画・第 3 次須坂市地域福祉計画及び長野県が作成した長野県障がい者プラン 2018 等との調整を図りつつ、地域の実情を勘案して現行の計画を見直し、当市が推進する障がい福祉施策の基本方針を定めるものです。（資料 1）





### 第3章 計画の期間

前章の見直しに伴い、これまで障がい者計画の期間を10年としていましたが、障がい福祉計画・障がい児福祉計画との整合を図り、計画期間を6年間とします。また中間年度として前期3か年の終了時に必要な見直しを行います。

また、計画期間の見直しに伴い、名称を「須坂市障がい者等行動計画」に改めます。

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
障がい者計画	第四次（後期）		第五次障がい者等行動計画（前期・後期各3年）				
障がい福祉計画	第5期		第6期			第7期	
障がい児福祉計画	第1期		第2期			第3期	

#### 【障がいの表記について】

本計画では、「障害者基本法」等法令の名前やサービスの名称等、漢字で表記する必要がある文言は漢字で表記しますが、それ以外の文言ではできるだけ「障がい」と表記しています。

## 第4章 須坂市の現状

須坂市の人口は、減少傾向にありますが世帯数は増加傾向にあり、1世帯における人員が減少していることが伺えます。（表1）

障害者手帳の所有者は、身体障害者手帳、療育手帳は大きな変動はみられませんが、精神障害者保健福祉手帳の所有者数は年々増加しています。（表2）

障害福祉サービス費についても全体的に増加傾向にあります。特に共同生活援助（グループホーム）、就労継続支援B型、放課後等デイサービスの支援費が増えている状況です。（表3）

表1 須坂市の人口（毎年度4月1日現在）

	人口（人）	世帯数（世帯）
2018年度	50,963	19,777
2019年度	50,731	19,990
2020年度	50,431	20,113

表2 障害者手帳所有者の推移（毎年度4月1日現在・人）

（1）身体障害者手帳

年度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
2018年度	495	266	433	557	171	114	2,036
2019年度	518	318	429	551	176	125	2,117
2020年度	538	313	429	540	173	127	2,120

（2）療育手帳

年度	A1	A2	B1	B2	計
2018年度	126	9	119	160	414
2019年度	135	10	121	162	428
2020年度	130	9	129	168	436

（3）精神障害者保健福祉手帳

年度	1級	2級	3級	計
2018年度	316	222	20	558
2019年度	305	230	27	562
2020年度	315	246	33	594

表3 障がい福祉サービス支援費の支出額（円）

	2017年度	2018年度	2019年度
居宅介護支援費	22,216,107	23,863,052	23,754,268
重度訪問介護支援費	5,169,440	5,629,110	5,632,970
行動援護支援費	7,172,024	6,108,689	5,069,674
同行援護支援費	1,068,452	1,314,604	1,574,437
重度障害者等包括支援費	0	0	0
療養介護支援費	33,217,040	33,936,130	34,348,130
生活介護支援費	270,062,911	284,940,589	297,922,773
短期入所事業支援費	13,078,394	11,443,185	11,430,549
施設入所支援費	79,499,843	84,272,260	88,495,940
共同生活援助等支援費	82,154,460	86,132,654	92,113,446
自立訓練支援費	18,898,907	9,105,304	4,932,113
就労移行支援費	26,580,695	15,050,967	9,035,214
就労継続支援費（A型）	36,030,440	41,653,115	42,386,650
就労継続支援費（B型）	233,085,163	227,911,092	236,509,510
就労定着支援費		0	944,982
地域移行等支援費	336,380	311,944	225,901
自立生活援助費		0	0
計画相談支援費	13,082,035	14,426,104	15,862,399
児童発達等支援費	763,550	1,016,318	3,585,750
保育所等訪問支援費	29,887	285,191	245,432
放課後等「フューチャ」支援費	37,027,724	41,151,934	44,137,068
障害児相談支援費	2,064,823	2,673,490	3,620,562
移動支援費	7,569,487	7,355,825	6,252,100
日中一時支援費	749,880	952,000	436,000
日常生活用具給付費	8,764,533	8,827,728	9,442,727

## 第5章 計画の概要

### 須坂市障がい者等行動計画

第四次須坂市障がい者等長期行動計画に定めた「みんなで助け合い地域で元気に暮らせる社会を目指して」は、計画期間内に定められた法律等の変化とその方向性が合致するものです。本計画においてはこの方針を継続しつつ、障がい者自身の意思が適切に反映された生活を送れるよう、障がい者自身の意思決定の重要性を認識したうえで、その日常生活に反映できるような仕組みづくりを推進するものです。

#### 1 基本理念

障がいのある人もない人も共に支えあい、誰もが地域の一員としてその人格と個性を尊重される、皆が生き生きと暮らせる社会を目指します。

#### 2 重点的に取り組む施策

上記の基本理念に対し、以下の目標に沿って施策を行います。

基本目標1	権利擁護の推進
1-1	相互理解の促進
1-2	権利擁護のための施策の充実
基本目標2	地域共生社会の発展
2-1	住まいの確保
2-2	生活安定のための施策の充実
2-3	介護等のサービス供給体制の充実
2-4	在宅福祉サービス等の充実
2-5	施設サービスの充実
2-6	障がい者団体との連携
基本目標3	安全で暮らしやすいまちづくり
3-1	災害対策・感染症対策の充実
3-2	交通・移動対策の充実
3-3	まちづくりの総合的推進
3-4	生活環境の整備促進
基本目標4	社会活動への参加の促進
4-1	雇用の促進と安定
4-2	働く場・活動の場の確保
4-3	コミュニケーション手段の充実
4-4	文化・レクリエーション活動の振興

基本目標5	ライフステージに応じた保健・医療・福祉サービス等の充実
5-1	障がいの予防・早期発見体制の充実
5-2	医療・リハビリテーションの充実
5-3	地域包括ケアシステムの深化・推進
5-4	療育体制の整備
5-5	教育の充実
5-6	生涯学習の推進

### 須坂市障がい福祉計画・障がい児福祉計画

当市における障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画で、成果目標と活動指標の2編で構成されます。

#### 成果目標

障がい福祉サービス等の提供体制確保の一環として、国の定める基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき目標として設定するもの。

#### 活動指標

国全体で達成すべき数値目標の形では設定しないが、都道府県・市町村において、基本指針に定める基本理念や提供体制確保の基本的考え方、障がい福祉サービスの提供体制確保に関する成果目標等を達成するために、必要となるサービス提供量の見込みとして設定するもの。

## 【第2部 第五次須坂市障がい者等行動計画】

### 第1章 権利擁護の推進

#### 《目標1-1 相互理解の促進》

##### 現状と課題

障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、市民一人ひとりが相互に人格と個人を尊重し合いながら共生する地域共生社会を実現することが求められています。

どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することが妨げられるといった社会的障壁を除去する取組みが必要です。

##### 施策の方向

#### 1 啓発・広報の推進

- (1) 障害者差別解消法の取組みや、広報須坂等を通じ啓発・広報活動を充実します。
- (2) ヘルプマークやヘルプカードを活用した障がい者理解を促進します。

#### 2 学校・地域における福祉教育、学習等の充実

- (1) ボランティア活動等ふれあいを大切にした体験学習を実施し、個性や多様性を認め合う教育を推進します。
- (2) 学校教育の現場で地域福祉活動を行う社会福祉協力校を指定し、「福祉の心」を育てる教育を推進します。
- (3) 手話や障がいの擬似体験（車いす乗車体験、アイマスクによる視力障害体験、加齢等による機能低下の擬似体験）を通じて、障がいによる「生活上の課題」に気づき、誰もが暮らしやすい地域づくりのための福祉教育を推進します。
- (4) 地域住民、学校、福祉施設等と連携し、子どもも地域の一員として福祉活動に参加し、また、担い手となるよう、地域における福祉教育の充実を図ります。
- (5) 障がい者と地域住民とのふれあいを通じて、相互の理解の促進を図る「ふれあい広場」を継続します。

#### 3 ボランティア活動の振興

- (1) ボランティア活動に関する情報提供や啓発活動等を通じて、市民がボランティア活動に円滑に参加できるよう支援します。
- (2) ボランティア活動を支援するため、生涯学習の一環としてのボランティア養成講座等の開催や情報の収集・提供機能の充実を図ります。

## 《目標1-2 権利擁護のための施策の充実》

### 現状と課題

障がいの特性から意思能力が十分でなく、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい障がい者等が、安心して日常生活を営み、自らが生き方を選択・決定することができるような社会的な支援のあり方が問われています。

地域社会の中で本人の位置づけが法的に担保され、その意思や権利が尊重されるためには、成年後見制度の活用が重要になります。成年後見制度が本人にとってメリットのある権利擁護であるために、成年後見制度を支える地域連携ネットワークの構築と、その中核となる機関の設置を推進する必要があります。

また、2012年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律」（障害者虐待防止法）において、障がい者に対する虐待を禁止し、虐待を発見した人に対する通報義務が定められました。さらに、2016年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）において、障がいを理由とする差別の禁止と、「合理的配慮」の提供義務が国、地方公共団体に課されました。

また、重要な基本的人権である選挙権について、視覚障がい者、聴覚障がい者や車いす使用者等、その円滑な行使に困難を伴う障がい者も多いことから、対応策の充実も課題となっています。

このため、福祉関係部門と人権擁護部門との連携を一層図るとともに、法的問題に対応する専門的な相談支援をはじめ、権利の擁護や行使等のための適切な支援体制を整備・充実する必要があります。

### 施策の方向

#### 1 権利擁護の推進

- (1) 障がい者からの法的手続きや人権等に関する相談制度の活用を図ります。
- (2) 障がい者等の権利擁護を推進するため、日常生活自立支援事業の周知と利用を促進します。

#### 2 成年後見制度の利用促進

- (1) 市民への広報啓発、利用に関する相談、申立て支援等を担うため、成年後見支援センターを設置します。
- (2) 成年後見支援センターとの連携により、権利擁護の支援を必要とする人がその人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を活用できるよう、地域の関係機関と連携強化のためのネットワークの構築を図るため、その中核となる機関を設置します。
- (3) 成年後見制度の利用にあたり必要な支援を受けることができない方に対し、申立てに要する費用及び後見人報酬の一部、または全部を助成します。
- (4) 被後見人の身上監護等、金銭管理以外の福祉的支援に対応するため、社会福祉士会等専門職団体との連携を強化します。また、若年層や重複障がいの方等の後見業務を担う法人後見の担い手育成を推進します。

#### 3 障がい者の虐待防止

- (1) 障がい者虐待に関する通報・相談等の窓口となる「須坂市障がい者虐待防止センター」を設

置し、虐待の早期発見、早期対応に努めます。

- (2) 障がい者虐待防止マニュアルを作成し、職員の対応スキル向上を図ります。

#### 4 障がいを理由とする差別解消の推進

- (1) 各課に障がい者差別対応責任者を配置し、合理的配慮等の周知を図り、障がい者差別解消の取組みを推進します。
- (2) 従来の障がい福祉計画策定懇話会を発展し、障がい者差別解消地域協議会の役割を担う障がい福祉施策推進懇話会を設置し、関係機関・団体との連携のもと、差別解消の取組みを推進します。

#### 5 ヘルプマーク・ヘルプカードの活用

- (1) 須高地域自立支援協議会では、2016年3月に障がい者等の支援を必要とする方が周囲に手助けを求めやすくするためのツールとして、ヘルプカードの作成・配布を開始しました。また長野県においても2018年7月から、同様の目的で全国的に広がっているヘルプマークの取組みを導入しました。より多くの方に知っていただき、障がいのある方が暮らしやすい社会を実現するために、本取組みの推進を継続します。

#### 6 選挙権の行使等の支援

- (1) 施設入所者や在宅の重度身体障がい者等、投票所に行くことが困難な方を対象とした不在者投票制度、郵便投票制度の周知を図ります。
- (2) 選挙管理委員会と連携し、投票所において車いす使用者等への介添えや点字器の備え付け等を行うとともに、スロープを設置するなど、障がい者や高齢者が投票を行うために必要な整備を図ります。



## 第2章 地域共生社会の発展

### ＜目標2-1 住まいの確保＞

#### 現状と課題

住居は市民生活の重要な基盤であり、障がいのある人を含むすべての人々が生涯を通じて安定とゆとりある生活を実現できるよう、住居・住環境の整備を行うことが重要な課題となっています。

こうしたニーズに的確に対応し、障がい者の地域での暮らしを支援するためには、ハード面での生活基盤である住まいの確保を図ることが重要となっています。

このため、福祉・住宅施策の両面から、障がい者が生活しやすく、かつ、介護者が介護しやすい住居・住環境の整備を進める必要があります。

#### 施策の方向

##### 1 住居の整備等

- (1) 障がい者が市営住宅へ入居する際は、障がいの程度により家賃の減免や、単身入居等の措置を講じます。
- (2) 障がい者・高齢者の身体状況や家族介護に配慮した居住環境の改善を図るため、居室、トイレ、浴室、階段等の整備に助成するとともに、住宅改良の相談・助言を行います。
- (3) 障がい者の住居内での移動を容易にするため、「手すり」「スロープ」などの日常生活用具を給付します。

##### 2 グループホーム等の充実

障がい者に自立した居住の場や日常生活に必要な便宜を提供するグループホーム等の整備を推進します。

### ＜目標2-2 生活安定のための施策の充実＞

#### 現状と課題

障害基礎年金等の年金、特別障害者手当等の各種手当は障がい者の生活を保障し、経済的自立を図るうえで大きな役割を果たしており、その充実を図ることは大変重要であります。

障がい者の安定した生活基盤をつくり、その社会的自立を促進するためには、雇用の確保とともに、国の年金制度を基本とする所得保障の充実が必要です。

また、各種福祉手当や医療費の助成等の経済的な支援について、公平性を確保し、必要な人に必要な支援がいきわたるよう見直しを検討します。

#### 施策の方向

##### 1 年金・手当等の充実

- (1) 障がい者に対する所得保障の柱である、障害基礎年金や各種福祉手当等の充実を図れるよう、国県へ要望します。
- (2) 特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給を行い、障害者や家族の経済的負担の軽減を図ります。
- (3) 福祉のしおりや広報須坂等を通じ、各種の福祉制度の周知を図ります。

## 《目標2-3 介護等のサービス供給体制の充実》

### 現状と課題

障がい者が社会生活を送る上での基本的な生活ニーズに対応するため、障がいに応じた各種の福祉サービスの提供を確保することが求められています。

障がい者の高齢化や地域生活志向の高まり等に伴い、福祉ニーズが多様化するなかで有償在宅福祉サービスの進展や民間事業者による福祉産業への参入等、福祉サービスの供給主体も広がりを見せています。

このため公的サービスはもとより、自助・共助・互助にわたる多様なサービス供給体制を整備するとともに、障がい者や家族が必要とするサービスの情報を的確に入手し、主体的に選択できるよう相談支援体制の充実が求められています。

### 施策の方向

#### 1 多様なサービス供給体制の整備

- (1) 障がい者のニーズに的確に応えるため、サービス提供事業者の充実を図ります。
- (2) サービス提供の質の確保のため、職員の資質向上を図るとともに、相談支援専門員・主任相談支援専門員の充実・人員確保を図ります。

#### 2 相談支援体制の充実

- (1) 福祉事務所、保健センター、地域包括支援センター、障がい者総合支援センター、須坂市生活就労支援センターまいさぼ須坂等の相談支援体制の連携強化を図ります。
- (2) 身近な相談相手である民生児童委員による相談支援対応の充実を図ります。
- (3) 障がい者が自ら福祉サービスの選択を行い、地域生活が可能となるように、サービスのコーディネートを行う相談支援専門員を支援します。
- (4) 須高地域自立支援協議会の充実を図ります。
- (5) 地域の相談支援の拠点として基幹相談支援センターの設置を推進します。

## 《目標2-4 在宅福祉サービス等の充実》

### 現状と課題

障がい者や家族の地域生活を支援するには、居宅介護、短期入所、放課後等デイサービスや児童発達支援等の各種サービスを質・量ともに一層充実することが重要となっています。

このため、サービスの計画的な整備を促進するとともに、共生型サービス・基準該当サービス等により高齢者施策や障がい者施策の連携を図り、効率的なサービス供給体制を構築する必要があります

## 施策の方向

### 1 在宅福祉サービスの充実

#### (1) 居宅介護等

- ① 一人ひとりのニーズに応じ、保健・医療・福祉サービスを総合的に提供できるよう相談支援事業所を中心に効果的なケアマネジメントを実施します。
- ② 重度心身障がい児者が、住み慣れた場所で生活を続けることができるよう、重度訪問介護の活用を図ります。

#### (2) 短期入所

家庭での介護が一時的に困難になった場合等に利用する短期入所の利用促進を図ります。

#### (3) タイムケア

同居家族の介護負担を軽減するため、必要な時に必要な時間、介護等の必要なサービスを利用できるタイムケアサービスの適正な運用を推進します。

#### (4) 放課後等デイサービス

学齢期の子どもを対象に、その特性に応じて生活能力向上のための訓練を行う放課後等デイサービスの利用促進を図ります。

#### (5) 児童発達支援

未就学の障がいのある子どもを対象に、その特性に応じた発達上の課題を解決するための支援を提供する、児童発達支援の利用促進を図ります。

#### (6) 移動支援サービス

移動に困難がある障がい者のニーズを把握し、社会参加としての外出機会を保障するため、移動支援サービスの利用促進を図ります。

#### (7) 日中一時支援サービス

同居家族の介護負担を軽減するため、時間単位で見守りや必要な介護を提供する日中一時支援サービスの利用促進を図ります。

#### (8) 訪問入浴サービス

家族の介護のみでは入浴が困難な方のために、訪問入浴サービスの利用促進を図ります。

### 2 共生型サービスの充実

- (1) 重度心身障がい児者・医療的ケアを必要とする方の地域の受け皿を充実するため、高齢者福祉施設等を活用した共生型サービスの充実を図ります。

### 3 地域生活支援拠点の整備

- (1) 障がい者等の重度化・高齢化や親亡き後に備えるとともに、重度障害にも対応する専門性を有し、地域生活を送るうえで障がい者やその家族の緊急事態へ対応できる機能を整備します。
- (2) 拠点機能は、地域の複数の事業所が連携してその機能を担う面的整備を図ります。
- (3) 整備する機能
  - ① 相談支援の充実  
障がいの特性に起因して生じた緊急事態に必要なサービスのコーディネートを行います。

- ② 緊急時の受入対応  
短期入所を活用して緊急時の受入態勢を確保します。
- ③ 体験の機会・場の提供  
地域移行支援や親元からの独立にあたり、グループホームや一人暮らしの体験の場を提供します。
- ④ 専門的人材の確保・養成  
医療的ケアが必要な人や行動障害を有する人等に対し、専門的な対応ができる体制を整備します。
- ⑤ 地域の体制づくり  
地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携を推進します。

#### 4 福祉機器の普及促進

- (1) 義肢類、車いす等の補装具を給付します。
- (2) 特殊寝台、たん吸引器等の日常生活用具を給付します。

#### 5 介護者支援の推進

- (1) 在宅介護者のリフレッシュを図るため、介護者同士の交流会等を行います。
- (2) 重度心身障がい者等を3か月以上介護している方に慰労金を支給します。

### 《目標2-5 施設サービスの充実》

#### 現状と課題

ノーマライゼーションの理念が、障がい者施策の基本的な考え方として定着するに従い、施設が果たすべき役割も大きく変化しており、障がい者や家族の状況により在宅生活が困難となった場合の療育・生活の場としての機能に加え、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業のサービスを提供する地域福祉の拠点としての機能が求められています。

また、近年多発する自然災害時に、地域で暮らす障がい者のための福祉避難所としての役割も期待されます。

こうした社会情勢の変化やニーズを十分考慮しつつ、住み慣れた地域で必要な時に必要な施設サービスが利用できるよう、適正な施設運営を促進する必要があります。

#### 施策の方向

##### 1 施設運営と処遇の適正化

- (1) 障害者支援施設の運営の適正化のため、実態把握と指導・助言を行います。
- (2) 災害時の福祉避難所として機能できるよう協定を締結し、平時から相互連携を推進します。
- (3) 施設利用者の障がいの重度化、高齢化に対応した適正な処遇向上を促進します。

## 《目標2-6 障がい者団体との連携》

### 現状と課題

障がい者自ら、またはその保護者の交流、情報交換の場としての障がい者団体は、会員相互の連帯と相互支援を図る上で重要な位置を占めています。しかし、参加者数が少ないのも事実です。当事者や家族の声を地域社会で共有するために、より多くの方の参加が期待されます。

### 施策の方向

#### 1 障がい者団体との連携

- (1) 魅力ある団体づくりを支援します。
- (2) 団体の周知を図り、大勢の方が加入できるよう支援します。

#### 2 須坂市障がい4団体との連携

須坂市障がい4団体との連携を図ります。

## 第3章 安全で暮らしやすいまちづくり

### 《目標3-1 災害対策・感染症対策の充実》

#### 現状と課題

障がい者は、警察・消防等への通報や相談が困難な場合があることから、その解消を図るため、的確な情報提供やコミュニケーション手段の充実を図ることが必要です。

2019年10月、「令和元年東日本台風」においては須坂市でも大きな被害が発生しました。多発する自然災害に対して、障がい者の視点に立った対策を推進していく必要があり、特に「要配慮者」の把握や情報伝達から避難誘導に至るまでの災害に対する避難支援体制を、市民の協力を得ながら総合的に整備する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症について、特に高齢者や基礎疾患のある方の重症化リスクが高いと考えられています。障がい者が安心してサービスを利用できるよう、日頃からの備えを講ずる必要があります。

#### 施策の方向

##### 1 災害応急体制の整備

- (1) 障がい者の所在・状況等を把握するため、民生児童委員等地域の協力を得ながら、災害時に援護を必要とする要配慮者の迅速な安否確認や避難誘導などが行えるよう、「地域防災マップ」及び「新・地域見守り安心ネットワーク」が全自治会で完成しており、毎年見直しています。
- (2) 障がい者や高齢者の災害等の緊急事態に迅速かつ的確に対応するため、緊急通報装置等による通報システムの整備を促進します。
- (3) 障がい者や高齢者等避難所生活に支障のある方のための福祉避難所について、災害発生時、迅速に対応するため、協定締結法人と連携の充実を図ります。
- (4) 防災防犯情報を希望する聴覚障がい者に対し、ファックスや電子メールで防災防犯関連情報をお知らせするシステムの整備を推進します。
- (5) 災害発生のおそれの高まりに応じ、居住者・施設管理者がとるべき行動を5段階に分けて避難勧告等を発令し、主体的な避難行動を促します。

##### 2 感染症対策

- (1) 障がい福祉サービス事業所等での感染症発生時には、保健所の指示を仰ぎながら事業所へ必要な情報を提供し、代替サービスの確保・調整について指導や助言を行います。
- (2) 県や関係機関と連携し、必要物資の調達について支援します。



## 《目標3-2 交通・移動対策の充実》

### 現状と課題

障がい者の社会参加の機会増大や行動範囲の拡大に伴い、障がい者の移動における負担の軽減を図ることが重要な課題となっています。

障がい者が移動しようとする際には、「公共交通機関が利用できない」「移動のための手段が限られる」「歩行の安全が確保されていない」など多くの制約があります。

このため、障がい者が自由に移動し様々な社会活動へ参加できるよう、公共交通機関や道路の整備等、障がい者の利用に対応した交通移動対策を進める必要があります。

### 施策の方向

#### 1 道路交通環境の整備

- (1) 駅の段差解消、スロープ、電光掲示板、点字案内板等の設置、改札口の拡幅、利用しやすい車両の導入等、障がいに応じた施設整備を充実するよう働きかけます。
- (2) 幅の広い歩道の整備や電線類の地中化、歩道の段差解消、視覚障害者誘導ブロックの敷設を推進します。
- (3) 関係機関と連携し、障がい者・高齢者の移動の妨げとなっている歩道の放置自転車対策及び除雪対策を推進します。
- (4) 公園等の休憩施設や公共施設に、障がい者用トイレや駐車スペースを整備します。交差点では、音響式信号機、歩行者用感应式信号機への改良等、地域の実情を踏まえた検討を行います。

#### 2 移動手段の確保

- (1) 重度の視覚障がい者に、盲導犬の維持費を助成します。
- (2) 同行援護の活用により、視覚障がい者の外出を支援します。
- (3) 移動支援サービス事業により、障がい者の外出を支援します。
- (4) 身体障がい者の自動車運転免許の取得に要する経費や、自動車改造に要する経費及び福祉車両購入に要する経費を助成します。
- (5) 福祉有償運送運営協議会の運営により、社会福祉協議会やNPO法人等の福祉有償輸送サービスの充実を図ります。
- (6) 地域公共交通会議が運営する「すざか市民バス」(低床式車両)の運行を支援します。

## 《目標3-3 まちづくりの総合的推進》

### 現状と課題

建築物、道路、交通等における物理的な障害の除去、情報収集、コミュニケーションに当たってのハンディキャップの軽減を図ること等生活環境面における各種の改善は障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するための基礎的な条件であり、一層の改善をする必要があります。

障がい者や高齢者が安心して行動でき、社会に参加できる福祉のまちづくりは、公共・民間施設、公共交通機関などの個々の整備から、まち全体のあり方や思いやりの心にまで及ぶものであり、市民参加のもと、行政・市民・事業者の連携を強化し総合的に推進する必要があります。

## 施策の方向

### 1 まちづくりの総合的推進

- (1) ユニバーサルデザインの概念を反映した、障がい者に限らず誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進します。
- (2) 障がい者等が利用しやすい施設などの情報提供や福祉のまちづくりへの理解を深めるための普及啓発を図ります。

## 《目標3-4 生活環境の整備促進》

### 現状と課題

障がい者が自立して生活し、積極的に社会参加していく上で、地域生活の基盤としての住まい、公共的建築物や公園などの生活環境を、障がい者が利用しやすいものへと変えていくことが求められています。

このため、個々の建築物等の整備・改善を進めるとともに生活圏全体がバリアフリー化されるよう、面的な広がりのあるまちづくりを進めていく必要があります。

## 施策の方向

### 1 公共施設の整備

- (1) 公共施設の建設・整備に当たっては、障がい者等に配慮して整備するとともに、既存施設については、バリアフリー化を進めます。
- (2) 道路、公園等については、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設や障がい者等が利用しやすい公園やトイレの建設等の整備を推進します。

### 2 民間施設の整備

- (1) 障がい者の身体状況や介護に配慮した施設改良に対し、相談・助言をします。
- (2) **バリアフリー法**に基づく認定特定建築物に対する税制上の優遇措置などの、制度の普及を図ります。



## 第4章 社会活動への参加の促進

### ＜目標4-1 雇用の促進と安定＞

#### 現状と課題

障がい者の職業的自立のための施策が効率的に推進されるよう雇用、福祉及び教育を中心に関係機関との綿密な連携を図る必要があります。

働くことを望んでいる人は、だれでもその適性と能力に応じて就労し、職業を通じた自立と社会参加を図ることができる機会が保障されることが重要です。

このため、須坂市就業支援センターの就業相談機能や各種助成金制度の活用等により雇用機会を拡大するとともに、障がい者雇用について市民、事業主等の理解を促進し、障がい者の働く場を確保する必要があります。

#### 施策の方向

##### 1 雇用率の達成指導の強化

- (1) 関係機関と連携した須坂市就業支援センターの就業相談を通じた直接的就労支援の推進を図ります。
- (2) 須高地域自立支援協議会を中心に、関係機関と連携し、企業等に対し障がい者の雇用を働きかけます。

##### 2 雇用の奨励と啓発

- (1) 関係機関との連携を一層深め、事業主に対し理解と協力を求め研修の機会を設けるなど雇用の促進を図ります。
- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律等により雇用を促進する各種施策のほか、市単独事業の「障害者雇用促進奨励事業」や「障害者作業施設等整備事業」の活用を進め、事業主の設備改善費負担の軽減と、障がい者の雇用の促進を図ります。
- (3) 障がい者の職業能力の向上と社会活動を充実するため、障害者技能大会への参加を促進します。

##### 3 サポート体制の充実

一般就労した障がい者が、雇用を継続できるよう就労定着支援の利用促進等サポート体制を充実します。

### ＜目標4-2 働く場・活動の場の確保＞

#### 現状と課題

障がい者の雇用対策については、障がい者が可能な限り一般就労できるよう、障がいの種類や特性に応じた、きめ細かな就労支援対策を講じることが必要です。

また、一般就労が困難な方については、就労支援対策及び福祉対策の緊密な連携のもとに各種サービ

スの充実を図る必要があります。障がい者就労施設等にあつては、利用者の労働・作業内容に応じた適切な工賃が支給できるよう、売上や作業効率の向上に向けた取組みが必要です。

#### 施策の方向

##### 1 働く場・活動の場の確保

- (1) 働く障がい者に一定の所得を保障し、就労を希望する者に障がいの特性に応じた就労支援を行う障がい福祉サービス事業所の整備や、社会との接点となる仕事の場の確保を促進します。
- (2) 障がい者の社会参加の場として、地域活動支援センター等の充実を図ります。

##### 2 工賃向上に向けた取組

- (1) 障がい福祉サービス事業所等に対し、製品の生産・販売に関する情報提供、販路拡大、具体的な販売の場の確保などの支援を行い、生産活動の振興を図ります。
- (2) 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法 2013年4月施行）に基づき、「須坂市障がい者就労施設等からの物品等調達方針」を作成し、障がい者就労施設等の売上向上に寄与するよう取組みます。

### 《目標4-3 コミュニケーション手段の充実》

#### 現状と課題

障がい者、特に視覚障がい者や聴覚障がい者等は、その障がいにより情報の収集・コミュニケーションの確保に大きなハンディキャップがあります。

災害、医療等身体や生命に関わるもの、人と人をつなぐ手段として情報・コミュニケーションの確保は障がい者が地域で安心して生活し、社会参加をしていく上で極めて重要な意義を持っています。

このため、情報機器の活用や多様なコミュニケーション手段の確保など、障がいの状況に応じて必要な情報を必要な時に、容易に入手交換できる体制の整備を進める必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインによる仕事環境の整備が進んでいます。このため、とりわけ障がいのある方に対するITに関連した知識、技術の向上支援が必要になります。

#### 施策の方向

##### 1 コミュニケーション手段の充実

- (1) 手話奉仕員養成事業を充実し、手話通訳者の確保を図るとともに、市福祉課に手話通訳者を配置します。
- (2) 手話通訳者派遣事業により手話通訳者を派遣し、聴覚障がい者の社会生活におけるコミュニケーションを図ります。
- (3) ファックスや意思伝達装置などの日常生活用具の給付や補装具の支給をします。

##### 2 情報提供の充実

- (1) 広報須坂の点字版、CD版をはじめ、ボランティアによる「社協だより」や「須坂新聞」の音訳CDを活用し、地域の話題や生活に関する情報を提供します。
- (2) 災害時に避難所等で必要な情報を伝えるため、コミュニケーションボードを作成・配置します。

- (3) 就労移行支援等によるオンライン業務に適應した技術の向上を支援します。

#### 《目標4-4 文化・レクリエーション活動の振興》

##### 現状と課題

文化、レクリエーション活動への参加機会の確保は、障がい者の社会参加の促進にとって重要であるだけでなく、障がい者の生活を豊かにするものであり、引き続き振興を図ります。

地域において文化、レクリエーション活動に参加する機会を保障し、その質的充実を図ることが課題です。

##### 施策の方向

###### 1 文化活動の振興

- (1) 様々な文化芸術に接する機会の充実を図ります。
- (2) スポーツに親しむことができるよう、長野地区障がい者スポーツ大会等への参加を促進します。
- (3) 気軽に親しめるニュースポーツ等の普及を図ります。

###### 2 レクリエーション活動の振興

外出の機会を提供する希望の旅事業、余暇活動支援事業を行います。

## 第5章 ライフステージに応じた保健・医療・福祉 サービス等の充実

### 〈目標5-1 障がいの予防・早期発見体制の充実〉

#### 現状と課題

障がいの原因となる疾病等の早期発見・適切な治療、対応や事故防止対策により、障がいの予防・軽減を図ることが可能なものもあります。

生活習慣病に起因する、がん、脳血管疾患、心臓病、腎不全等が死亡原因の約5割を占めており、障がいの原因となる場合もあり、生活習慣病の予防も重要となっており、特に、妊娠期から子育て期の母子保健施策は生涯にわたる健康づくりの出発点であるとともに、その基本となるものであります。このため、乳幼児期から高齢期までライフサイクルに応じた保健サービスを提供し、疾病や障がいの早期発見体制を充実させ障害の予防につなげていく必要があります。

#### 施策の方向

##### 1 母子保健等の充実

- (1) 母子健康手帳交付時の全妊婦との面接から、妊婦の健康状態や生活状況、心理状態の把握に努め、必要に応じ関係機関へつなげ、継続して支援します。
- (2) 妊娠・出産・子育てに関する相談窓口を周知します。
- (3) マタニティーセミナーや育児教室を通じ妊娠、子育て等についての健康教育を推進します。
- (4) 保健師や助産師による新生児・乳幼児等に対する家庭訪問を通じ、きめ細かな**保健指導や育児支援**を行います。
- (5) 妊産婦・乳幼児の健康診査、健康相談保健指導等の**母子保健事業**を実施し、疾病の予防、異常の早期発見、早期治療を推進します。
- (6) 周産期メンタルヘルスケア実務検討会により、継続した支援を必要とする母子への支援について多職種で検討し、産後うつ病の早期発見、早期支援します。

##### 2 健康づくりの推進

- (1) 壮年期からの健康づくりやがん検診等を促進するとともに、予防知識の普及啓発を進めます。
- (2) 栄養・運動・休養のバランスがとれた生活の実践に向け普及・啓発を行います。
- (3) 障がい者・病弱者とその家族に対し、食生活に関する相談や家庭訪問等による栄養指導を行います。
- (4) 要介護状態になることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態になった場合においても、進んでリハビリテーション等の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維

持向上に努めます。

### 3 心の健康づくりの推進

- (1) こころの健康づくり講座や電話等による相談などを実施し、心の健康づくりを推進します。
- (2) 精神疾患や認知症等に関する相談支援や**精神保健事業**の充実を図ります。
- (3) 心の病は誰にでも起こりえることを周知し、須高地域自立支援協議会等との連携を図り、地域で支援できる体制づくりを進めます。

### 4 事故防止対策の推進

- (1) 交通事故を防止するため、学校・保育園・幼稚園・認定子ども園・団体等において交通安全教育を行います。
- (2) 事業主や労働基準局等関係機関との連携により、職場における安全管理体制の確立や安全衛生教育の徹底等を推進し、労働災害の防止を図ります。

## 《目標5-2 医療・リハビリテーションの充実》

### 現状と課題

障がい者のための医療・リハビリテーションの充実は、障がいの軽減を図り障がい者の自立を支援するため重要な意義を持っています。

疾病構造の変化や高齢化の進行などに伴い、増大かつ多様化している医療・リハビリテーションのニーズに適切に対応するためには、プライマリ・ケアから高度専門医療リハビリテーションに至る、医療サービスの供給体制の体系的な整備を進める必要があります。

#### ※プライマリ・ケア

家庭医（かかりつけ医）の初期治療など、個人や家庭が最初に接する医療の段階で、基本診療、一次医療、初期医療などといわれる。

### 施策の方向

#### 1 医療・リハビリテーションの充実

- (1) 市民一人ひとりのライフステージに即した身近な医療サービスを提供するため、「かかりつけ医等」の定着化を図ります。
- (2) 身体の障がい除去、軽減するために必要な更生医療を給付します。
- (3) 長野県立総合リハビリテーションセンター及び関係医療機関等と連携し、退院後の在宅リハビリを含めた継続的かつ適切なリハビリテーションの充実に努めます。
- (4) 高次脳機能障害については、保健、医療、福祉、雇用関係者とのネットワークに基づき、長野県立総合リハビリテーションセンターと連携して支援します。



## ＜目標５－３ 地域包括ケアシステムの深化・推進＞

### 現状と課題

住み慣れた地域で安心して生活できるよう、須高地域医療福祉ネットワーク推進事業を実施し、保健・医療・福祉・介護分野等が連携して支える地域包括ケアシステムの取組みを進めています。

障がいの重度化や障がい者の高齢化、社会参加への意欲の高まりなどに伴い、ますます増大し多様化する保健・医療・福祉ニーズに対応して障がい者の地域生活を支援していくためには、介護福祉士やホームヘルパー、手話通訳者などの専門的福祉従事者をはじめ、保健・医療従事者など多様な人材を養成・確保する必要があります。

また、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育等も包括的に確保された、新たな地域包括ケアシステムの構築が必要です。

### 施策の方向

#### １ 養成・確保の推進

- （１） 朗読ボランティアや手話通訳・要約筆記者等の養成・確保に努めます。
- （２） ホームヘルパーや相談支援専門員、サービス管理責任者等の養成確保に努めます。

#### ２ 地域福祉のネットワークづくり

- （１） ボランティア活動の振興を図るため、啓発・広報を積極的に行います。
- （２） ボランティア活動など、住民参加による地域福祉活動の振興を図るため、地域における活動拠点となるボランティアセンターにボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動の調整機能の充実を図ります。
- （３） 在宅福祉サービスの取り組みに対する支援等のため、須坂市社会福祉協議会の充実強化を推進します。
- （４） 民生児童委員、ボランティア等の研修を充実し、活動の促進を図ります。
- （５） 須高地域自立支援協議会活動により、関係者の連携を図ります。
- （６） 須坂市社会福祉協議会が進める助け合い起こし事業により地域福祉の推進を図ります。
- （７） 65歳以上の高齢者について、介護保険への移行を円滑に進めるため、介護支援専門員や地域包括支援センターとの連携を図ります。
- （８） 精神障がい者にも対応した「地域包括ケアシステム」の構築に向けて関係者の連携強化を図ります。

## ＜目標５－４ 療育体制の整備＞

### 現状と課題

障がいのある子どもの豊かな発達を支援するためには、できる限り早期に、特に乳幼児期に、適切な診断・治療や相談、指導、訓練などを一貫して提供できる体制を整備することが重要です。特に自閉症などの発達障害に関しては、発達障害者支援法により、早期発見、早期療育等の支援の充実が求められています。

このため、児童相談所や保健所、発達障害支援センター等との連携強化とともに、**保育園・幼稚園・**

認定子ども園、学校、家庭・職場等における一貫した支援体制を充実する必要があります。

## 施策の方向

### 1 療育の充実

- (1) 心身に障がいのある児童や、発達に支援を必要とする児童が保護者とともに通園し、機能訓練及び生活指導を行う「親子通園施設くれよん」の充実を図ります。
- (2) 特別支援保育の一層の充実を図るため、保育士の加配を**するとともにインクルーシブ保育を推進**します。
- (3) 発達障害については、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、早期の発達支援から地域生活までの**切れ目のない支援**を行います。
- (4) **保育園・幼稚園・認定子ども園**を巡回する「5才児すこやか相談」の実施、また、必要と思われる児童には6歳児巡回、学校巡回を実施し、スムーズな就学につなげます。
- (5) 5歳児すこやか相談等で、継続した支援を必要とする児童と保護者のため、療育の場として「すこやか教室」を開催します。
- (6) 障害児通所支援等を充実し、家庭療育を支援します。
- (7) 障がい児やその家族に地域生活を送る上での相談支援を行う児童発達支援センターの設置について検討します。

## 《目標5-5 教育の充実》

### 現状と課題

教育・育成施策の推進にあたっては、心身に障がいのある児童生徒の成長のあらゆる段階において、一人ひとりの障がいの教育的ニーズに応じた多様な教育・育成の展開を図ることにより、もっとも適切な教育・育成の場を確保するという基本的視点に立った、諸条件の整備が求められています。

障がいのある児童生徒の教育は、特別な指導や配慮を必要とすることから、盲・ろう・養護学校、小・中学校の特別支援学級や通級指導教室などにおいて行われていますが、教育に対するニーズが多様化するなかで、早期教育の充実や障がいのある児童生徒と他の児童生徒との交流を通じた教育が重要になっています。

障がいのある児童生徒の願いを大切に、多様で適切な教育の場を提供するとともに、社会的な自立や参加を可能な限り実現するため、関係機関の連携による総合的な進路指導など、教育の一層の充実を図る必要があります。

須坂市では、「地域の子どもは地域で育てる」という理念のもと、2011年4月1日より須坂小学校内に須坂市立須坂支援学校小学部を開設し、2013年4月1日には中学部を開設しました。また、2016年4月から長野養護学校高等部すざか分教室が開室され「まなびの場」が増えました。

## 施策の方向

### 1 早期教育と教育相談の充実

- (1) 早期教育を総合的に推進するため、盲・ろう・養護学校、**特別支援学校**、障がい児施設、**保育園・幼稚園・認定子ども園**等と連携を強化します。

- (2) 教育支援委員会、各小中学校の教育支援委員会の活動を機能させ、障がいのある児童生徒の教育支援の充実を図ります。
- (3) 就学前の児童を対象にした巡回教育相談を実施し、適正な就学を促進します。

## 2 須坂市立須坂支援学校の設置

- (1) 地域の子どもが地域でともに育つ教育環境を整備します。
- (2) 特別支援教育・障がいについて地域の理解を深めます。
- (3) 個別の指導計画を基にした個のニーズに応じた指導を充実します。
- (4) 須坂小学校との共生と居住地校との交流及び共同学習を推進します。
- (5) 地域における特別支援教育の「センター的機能」を充実します。

## 3 義務教育段階の教育の充実

- (1) 特別支援学級と校内の児童生徒や地域の人々との交流を促進します。
- (2) 職場体験を通じ、地域との交流を深める「ぶれジョブ」を促進します。

## 4 教育施設等の整備

障がいのある児童生徒の就学に当たっては、国・県の動向を注視しながら、その施設・設備の整備に努めます。

## 《目標5-6 生涯学習の推進》

### 現状と課題

生涯学習は自己の可能性を追及し、自己実現を図るものとして重要な意義を持っていますが、障がい者が地域で学習できる機会が十分とはいえないこと、また、一般の各種生涯学習講座などへ参加しにくい状況があります。

障がい者が、学校卒業後も生涯を通じて教育等が受けられる環境づくりを進める必要があります。

### 施策の方向

#### 1 学習の機会の提供

障がい者が学習できるような環境づくりに努めるとともに、生涯学習に関する情報提供や普及啓発を行います。



## 第1章 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標

### (成果目標)

#### ≪ 1 第6期障がい福祉計画の成果目標 ≫

##### (1) 施設入所者の地域生活への移行

##### ① 地域生活への移行者数

須坂市の計画	2021年度から2023年度末まで毎年度2名の地域移行を計画し、計6名の地域移行をめざします。
国の指針等	2019年度末の施設入所者数の6%以上 (長野県 2019年度末入所者数の9.2%)
基本となる数値	2019年度末の施設入所者数 46人 $46人 \times 9.2\% = 4.2人$ 以上…毎年度2名とし、2023年度末までに6名とする。

##### ◆地域生活への移行数

	第4期	第5期 (2021年1月)	第6期 (計画)
移行者数	0人	2人	6人

##### ② 施設入所者の削減数

須坂市の計画	入所支援が必要な人に、適切なサービスが提供できるよう、入所定員は2019年度と同数とします。
国の指針	2019年度末の施設入所者数から1.6%以上削減
基本となる数値	2019年度末の施設入所者数 46人

##### ◆第5期計画期間中の実績(各年度末の施設入所者数)

	2018年度	2019年度	2020年度
施設入所者数	51人	46人	—

#### 【考え方】

地域移行にあっては、毎年度2名の施設入所者の地域移行を目標としますが、入所支援を必要とする人に適切なサービスが提供できるよう、入所定員は2019年度と同数としました。

(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

須坂市の計画	2023 年度末までに須高地域自立支援協議会を活用して協議の場の設置を検討します。
国の指針	①全ての圏域ごとの協議の場の設置 ②全ての市町村ごとの協議の場の設置

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム  
…保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制

(3) 地域生活拠点等が有する機能の充実

須坂市の計画	須高地域で面的整備を行った地域生活支援拠点の機能充実を図りつつ、定期的に運用状況の検証と整備方針の検討を行う。
国の指針	地域生活支援拠点を各市町村又は圏域ごと 1 拠点以上を確保しつつ、機能充実のため年 1 回以上運用状況を検証及び検討する。

地域生活支援拠点  
…障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域の実状に応じて整備すること。  
2018年度より須高地域で面的整備を開始。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

①福祉施設利用者の一般就労への移行者数の増加

須坂市の計画	2023 年度中の一般就労への移行者数 6 人 就労移行支援から：2 人 就労継続支援 A 型から：0 就労継続支援 B 型から：4 人
国の指針	一般就労者数を、2019 年度実績の 1.27 倍以上 就労移行支援：2019 年度実績の一般就労への移行実績の 1.30 倍以上 就労継続支援 A 型：2019 年度の一般就労への移行実績の概ね 1.26 倍以上 就労継続支援 B 型：2019 年度の一般就労への移行実績の概ね 1.23 倍以上
基本となる数値	2019 年度実績 4 人 内訳は下記のとおり

◆第5期計画期間中の実績（各年度の一般就労移行者数）

	2018年度	2019年度	2020年度
就労移行支援	2人	1人	—
就労継続支援A型	2人	0人	—
就労継続支援B型	2人	3人	—

②福祉施設から一般就労へ移行する者の内、就労定着支援事業の利用者

須坂市の計画	2023年度末の就労移行支援事業等利用者から一般就労へ移行した者の内、就労定着支援事業の利用者割合 83%
国の指針等	就労移行支援事業所等を通じて一般就労へ移行する者の内、就労定着支援事業の利用者が7割以上
基本となる数値	2023年度一般就労へ移行する者の見込み 6人 就労定着支援の利用者見込 5人

◆第5期計画期間中の実績（年度毎の就労定着支援事業利用者数）

	2018年度末	2019年度	2020年度
利用者数	0人	2人	—

③就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合

須坂市の計画	就労定着支援事業所の内、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上となるよう目指します。
国の指針	就労定着支援事業所の内、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上。
参考	2020年4月現在の就労移行支援事業所数 1か所

(5) 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化

須坂市の計画	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な相談支援を実施します。 地域の相談支援事業者の人材育成を支援します。 地域の相談支援機関との連携強化に取り組めます。
国の指針	2023年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上するための体制の構築

須坂市の計画	県等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他研修への参加を推進します。 障害者自立支援給付審査支払システムの審査結果を分析・活用し、事業所等と課題を共有する体制を構築します。
--------	---

≪ 2 第2期障がい児福祉計画の成果目標 ≫

(1) 障がい児支援の提供体制の整備

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

須坂市の計画	○児童発達支援センターについては、関係機関と協議し、2023 年度末までに設置を検討します。 ○保育所等訪問支援は近隣地域で利用できる体制を維持します。
国の指針	○児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1 か所以上設置 ○保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

児童発達支援センター

…施設の有する専門機能を活かし、地域の障がいのある児童や、そのご家族との相談、障がいのある児童を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置

須坂市の計画	既存の施設に働きかけを行い、2023 年度末までに設置を検討します。
国の指針	各市町村に少なくとも1 か所設置

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置

須坂市の計画	須高地域自立支援協議会において協議を継続します。
国の指針	圏域又は市町村において、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置

#### ④医療的ケア児コーディネーターの配置

須坂市の計画	長野圏域において3名の配置を予定します。
国の指針	圏域又は市町村において、医療的ケア児コーディネーターの配置を基本とする。

## 第2章 障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み (活動指標)

地域の課題解決及び成果目標を達成するために、必要となるサービス提供量の見込みについて設定をします。

サービス利用者及び提供量の設定については、現在の利用者数、利用実績、ニーズ等を勘案して設定しました。

### ＜1 訪問系サービス＞

#### (1) 訪問系サービスの概要

介護 給 付	居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅の生活全般にわたる介護サービスを行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害があり常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援等を総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する場合、外出時に同行し、情報の提供や外出する際の必要な援助を行います。
	行動援護	知的障害又は精神障害により、行動が困難で常に介護の必要な人に、危険回避のための援護などを行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人のなかで介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に行います。

#### (2) サービス見込量（1か月あたりの見込量）

		2019年度実績	2021年度	2022年度	2023年度
居宅介護	利用時間	391時間	400時間	400時間	400時間
	利用者数	53人	55人	55人	55人
重度訪問介護	利用時間	169時間	290時間	290時間	290時間
	利用者数	1人	3人	3人	3人
同行援護	利用時間	42時間	45時間	45時間	45時間
	利用者数	5人	5人	5人	5人
行動援護	利用時間	86時間	120時間	120時間	120時間
	利用者数	4人	6人	6人	6人
重度障害者等 包括支援	利用時間	0時間	0時間	0時間	0時間
	利用者数	0人	0人	0人	0人

## 《2 日中活動系サービス》

### (1) 日中活動系サービスの概要

介護給付	生活介護	常に介護を必要とする人に、施設で行う入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動又は生産活動の機会の提供などを行います。
	療養介護	病院などの施設で、おもに機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助を行います。
	短期入所	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を一定期間行います。
	就労移行支援	一般就労を希望する人に、必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等を利用し一般就労をした人へ、相談を通じて生活面の課題や関係者との連絡調整等必要な支援を行います。

### (2) サービス見込量（1か月あたりの見込量）

※人日分…月間の実利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

		2019年度実績	2021年度	2022年度	2023年度
生活介護	利用日数	2,138人日分	2,226人日分	2,314人日分	2,402人日分
	利用者数	129人	133人	137人	141人
自立訓練 (機能訓練)	利用日数	22人日分	22人日分	22人日分	22人日分
	利用者数	2人	2人	2人	2人
自立訓練 (生活訓練)	利用日数	23人日分	84人日分	84人日分	84人日分
	利用者数	5人	14人	14人	14人
就労移行支援	利用日数	127人日分	330人日分	396人日分	462人日分
	利用者数	8人	15人	18人	21人
就労継続支援 (A型)	利用日数	527人日分	814人日分	880人日分	946人日分
	利用者数	26人	37人	40人	43人
就労継続支援 (B型)	利用日数	2,701人日分	3,636人日分	3,888人日分	4,140人日分
	利用者数	172人	202人	216人	230人
就労定着支援	利用者数	2人	5人	5人	6人
療養介護	利用者数	11人	11人	12人	13人
短期入所 (福祉型)	利用日数	155人日分	330人日分	330人日分	330人日分
	利用者数	37人	55人	55人	55人
短期入所 (医療型)	利用日数	0人日分	6人日分	6人日分	6人日分
	利用者数	1人	1人	1人	1人



### 《3 居住系サービス》

#### (1) 居住系サービスの概要

共同生活援助	地域において自立した日常生活を営むうえで、支援が必要な人に共同生活の場において、家事や相談等、日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所し、主として夜間における、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言等必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	グループホーム等を出て一人暮らしを始めた人に、定期訪問により食事、公共料金の支払、通院等についての助言、連絡調整を行います。

#### (2) サービス見込量（1か月あたりの見込量）

		2019年度実績	2021年度	2022年度	2023年度
共同生活援助	利用者数	52人	84人	92人	101人
施設入所支援	利用者数	46人	46人	46人	46人
自立生活援助	利用者数	0人	7人	7人	7人

### 《4 相談支援》

#### (1) 相談支援サービスの概要

計画相談支援	自立した生活に向け、課題の解決や適切なサービス利用にむけた相談、支援やサービス等利用計画の作成等を行います。
地域移行支援	施設に入所している人や精神科病院に入院している人が地域における生活に移行するために相談その他の必要な支援を行います。
地域定着支援	地域移行をした居宅で単身等で生活する人に、常時の連絡体制を確保し、相談その他必要な支援を行います。

#### (2) サービス見込量（1か月あたりの見込量）

		2019年度実績	2021年度	2022年度	2023年度
計画相談支援	利用者数	90人	109人	119人	130人
地域移行支援	利用者数	0人	2人	2人	2人
	うち精神障がい者の利用		2人	2人	2人
地域定着支援	利用者数	0人	2人	2人	2人
	うち精神障がい者の利用		2人	2人	2人



## 《5 障がい児支援》

### (1) 障がい児支援サービスの概要

児童発達支援	日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等、必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	放課後または休日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能等の支援を行います。

### (2) サービス見込量（1か月あたりの見込量）

		2019年度実績	2021年度	2022年度	2023年度
児童発達支援	利用日数	20人日分	64人日分	64人日分	64人日分
	利用者数	4人	16人	16人	16人
医療型児童発達支援	利用日数	9人日分	10人日分	10人日分	10人日分
	利用者数	1人	2人	2人	2人
放課後等デイサービス	利用日数	409人日分	1,060人日分	1,060人日分	1,060人日分
	利用者数	50人	106人	106人	106人
保育所等訪問支援	利用日数	1人日分	6人日分	6人日分	6人日分
	利用者数	1人	3人	3人	3人
居宅訪問型児童発達支援	利用日数	0人日分	2人日分	2人日分	2人日分
	利用者数	0人	1人	1人	1人
福祉型児童入所支援	利用者数	0人	0人	0人	0人
医療型児童入所支援	利用者数	3人	3人	2人	1人
障害児相談支援	利用者数	19人	24人	24人	24人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	配置人数	0人	0人	0人	3人

(3) 発達障がい者に係る支援

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施	親子通園施設くれよんや須高地域自立支援協議会の部会活動等を通して保護者への学習支援を提供する。
ペアレントメンターの養成	須高地域自立支援協議会療育部会「先輩お母さんとのおしゃべり会」や親子通園施設くれよん「なんでも話そう会」等により、経験者の話を関係者で共有する機会をもつ。
ピアサポートの活動への参加	須高地域自立支援協議会に当事者部会の設置を検討する。

(4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	2021年度	2022年度	2023年度	
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	0回	1回	
市町村ごとの保健・医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数	保健	0人	0人	1人
	医療（精神科）	0人	0人	1人
	医療（上記以外）	0人	0人	1人
	福祉	0人	0人	1人
	介護	0人	0人	1人
	当事者	0人	0人	1人
	家族	0人	0人	1人
	その他	0人	0人	1人
市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者における目標設定および評価	目標設定			連携ネットワークの構築
	評価の実施回数	0回	0回	1回

(5) 相談支援体制の充実・強化等

項目	2021年度	2022年度	2023年度
総合的・専門的な相談支援体制の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数	2回	6回	12回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	9回	13回	22回
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込み	24回	24回	24回

## 【第3部 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画】

### 第3章 地域生活支援事業

須崎市では、障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や状況に応じた柔軟な事業を行う、地域生活支援事業を実施しています。

#### ＜1 地域生活支援事業の内容＞

事業名	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発事業。
自発的活動支援事業	障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みへの支援。
相談事業	障がい者、障がい児の保護者又は介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助等を実施。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に要する費用のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行規則第65条の10の2に定める費用の全部又は一部を補助。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するための体制整備及び支援。
意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業等、意思疎通を図ることに支障がある障がい者への支援。
日常生活用具給付事業	日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動への支援。
地域活動支援センター	障がいのある方が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る。
その他の事業	地域の実情に応じ、必要な事業を実施。

《2 実施に関する考え方と見込量及び見込量確保のための方策》

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者の地域移行及び地域生活を支援するため、2023年度までに実施をめざします。

見込量

種類	見込むもの	2019年度 (実績)	2021年度	2022年度	2023年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	有

(2) 自発的活動支援事業

現在は利用実績がありませんが、当事者団体、地域住民が行う活動を支援するため事業を実施します。

見込量

種類	見込むもの	2019年度 (実績)	2021年度	2022年度	2023年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	有	有	有

(3) 相談事業

須高3市町村が共同で、市内の相談支援事業所に相談事業を委託しています。基幹相談支援センターの設置については、2023年度までに設置を目指します。

見込量

種類	見込むもの	2019年度 (実績)	2021年度	2022年度	2023年度
相談事業					
障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所
	基幹相談支援センター設置の有無	無	無	無	有
相談支援強化事業	実施の有無	無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無

(4) 成年後見制度利用支援事業

市長が行う成年後見等の申立ての際、該当する人に費用の助成をします。

見込量

種類	見込むもの	2019年度 (実績)	2021年度	2022年度	2023年度
成年後見制度利用支援事業	実利用見込み者数	0人	1人	1人	1人

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

関係機関と連携しながら、実施について検討していきます。

見込量

種類	見込むもの	2019 年 度（実 績）	2021 年度	2022 年度	2023 年度
成年後見制度法人後見 支援事業	実施の有無	無	無	有	有

(6) 意思疎通支援事業

手話通訳者、要約筆記者の派遣を実施し、養成にも取り組んでいきます。手話通訳者設置事業は、引き続き福祉課に1名の手話通訳者を配置していく計画です。

見込量

種類	見込むもの	2019 年 度（実 績）	2021 年度	2022 年度	2023 年度
意思疎通支援事業					
手話通訳者等派遣事 業	実利用見込 み件数	107件	120件	120件	120件
手話通訳者設置事業	実設置見込 み者数	1人	1人	1人	1人

(7) 日常生活用具給付事業

障がい者の日常生活を支援するため、日常生活用具の給付を実施します。

見込量

種類	見込むもの	2019 年 度（実 績）	2021 年度	2022 年度	2023 年度
日常生活用具給付事業					
介護・訓練支援用具	給付見込み 件数	1件	4件	4件	4件
自立生活支援用具		4件	4件	4件	4件
在宅療養等支援用具		7件	5件	5件	5件
情報・意思疎通支援用 具		4件	3件	3件	3件
排泄管理支援用具		952件	1,000件	1,000件	1,000件
居宅生活動作補助用 具		2件	2件	2件	2件

(8) 手話奉仕員養成研修事業

市内の手話サークルに事業を委託して実施しています。引き続き事業を実施し、手話奉仕員の養成に取り組みます。

見込量

種類	見込むもの	2019 年度 (実績)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了見込み者数	10人	0人	10人	0人

(9) 移動支援事業

相談を基本に、引き続き事業を実施していきます。実施事業所の確保や質の高いサービス提供についても検討していきます。

見込量

種類	見込むもの	2019 年度 (実績)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
移動支援事業	実利用見込み者数	62人	70人	70人	70人
	延べ利用見込み時間数	3249.5 時間	4,200 時間	4,200 時間	4,200 時間

(10) 地域活動支援センター

市内のNPO法人に運営業務を委託して実施しています。引き続き事業を実施し、地域活動支援センターでの活動が社会復帰のステップとなるような活動を促進します。

見込量

種類	見込むもの	2019 年度 (実績)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
地域活動支援センター	実施見込み箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所
	実利用見込み者数	7人	10人	10人	10人

≪第五次須坂市障がい者等行動計画・第6期須坂市障がい福祉計画・第2期須坂市障がい児福祉計画策定のためのアンケート調査について≫

1. 調査目的

第五次須坂市障がい者等行動計画及び第6期須坂市障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画を策定するにあたり、障がい者のある方の生活の状況や環境、障がい福祉サービスの利用意向などを把握し、計画策定に役立てることを目的に実施しました。

2. 調査対象者

令和2年8月31日現在 須坂市に住所があり、18歳以上60歳未満の障害者手帳（身体・知的・精神）所有者、18歳未満の障害者手帳（身体・知的・精神）所有児計200名を無作為抽出しました。

3. 調査方法

アンケート調査票を郵送により送付、返信用封筒による回収

4. アンケート期間

令和2年9月2日から令和2年9月30日まで

5. 回収率

回答者96名（48%）



6. アンケート結果（回答者により未回答項目・重複回答があります）

【基本情報】

問1 このアンケートの記入者はどなたですか。

本人	52
同居の家族	38
別居の家族	2
そのほか	2
計	94

問2 あなたの年齢は。

0～17歳	15
18～19歳	0
20～29歳	12
30～39歳	22
40～49歳	15
50～59歳	30
計	94

問3 あなたが持っている手帳の種類・等級はなんですか。

(1) 身体障害者手帳 40人

1級	2級	3級	4級	5級	6級
19	8	5	5	0	2

(2) 療育手帳 42人

A1	A2	B1	B2
20	1	7	16

(3) 精神障害者保健福祉手帳 26人

1級	2級	3級
14	11	0

問4 あなたは発達障害の診断を受けたことがありますか。

ある	ない
18	57

問5 今、生活している場所はどこですか。

自宅	79
グループホーム	6
入所施設	1
入院中	4
その他	1
計	91

問6 日常生活に支援が必要な場合、あなたを主に介助・介護しているのは、どなたですか。

父母	47	孫・孫の配偶者	0
祖父母	2	施設やグループホームの職員	6
配偶者	8	ホームヘルパー	1
兄弟・姉妹	4	その他	0
子・子の配偶者	4	介助等は受けていない	15

問7 主に支援（援助・介助・介護）をしている方の年齢はいくつですか。

40歳未満	8	60～69歳	14
40～49歳	11	70～79歳	11
50～59歳	15	80歳以上	7

問8 支援について、感じていることは何ですか。（複数回答可）

支援者自身の健康に不安がある	21	支援者が仕事に出られない	10
代わりに支援を頼める人がいない	19	支援者が外出や旅行に出かけられない	11
緊急時の対応に不安がある	19	支援者に休憩や息抜きの時間がない	11
身体的な負担が大きい	13	支援者が高齢であることに不安がある	21
精神的な負担が大きい	22	とくにない	17
経済的な負担が大きい	18	その他	1

問9 あなたは、今後どのように暮らしたいですか。

一人で暮らしたい	9
家族と一緒に暮らしたい	61
入所施設で暮らしたい	6
仲間と共同生活したい（グループホームなど）	6
その他	5
計	87

【生活への支援・障害福祉サービスについて】

問 10 サービスを利用するときの心配はありますか。（複数回答可）

どんなサービスがあるのか、わからない	40
自分がどんなサービスを使えるのか、わからない	46
サービスを使うための方法がわからない	28
ほかのサービスに変えるにはどうしたらいいのか、わからない	10
そのほか	6
とくにない	18

問 11 これから利用したいサービスはありますか。

①生活のためのサービス（複数回答可）

居宅介護	7	移動支援	13
ショートステイ	18	日常生活用具	10
生活介護	3	そのほか	8
施設入所支援	7	わからない	29
自立訓練	14		

②働くため、活動するためのサービス（複数回答可）

就労移行支援	18	就労定着支援	21
就労継続支援	19	とくにない	5
地域活動支援センター	9	わからない	28
手話通訳・要約筆記	2		

③地域で住むためのサービス（複数回答可）

グループホーム	14
施設入所支援	8
自立生活援助	21
地域移行支援	5
そのほか	4
とくにない	21
わからない	24

【成年後見制度について】

問 12 この制度を知っていましたか。

知っていた	44
知らなかった	38
計	82

問 13 必要になったらこの制度を利用したいですか。

利用したい	34
利用したくない	5
わからない	42
計	

問 14 今後、この制度を利用することになった場合、不安なことはありますか。（複数回答可）

費用のことが心配	46
どこに相談していいか、わからない	36
手続きが面倒そう	33
誰を成年後見人にしたらよいか、わからない	35
そのほか	3

【権利擁護について】

問 15 障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか。

ある	31
少しある	35
ない	24
計	90

問 16 どのような場所でしましたか。

学校・職場	40	地域	15
外出中	20	そのほか	8
医療機関	10		
仕事を探すとき	9	計	102

【地域生活の相談について】

問 17 何か心配事や困ったとき、家族・友人以外で相談する人はいますか。

いる	53
いない	37
計	90

※問 17で「いる」と答えた方にうかがいます。

問 18 それは誰ですか。（複数回答可）

相談支援専門員、ケアプランナー	36	学校の先生	11
行政	10	地域（民生委員）	1
通所施設職員、ヘルパー	20	その他	8

問 19 今の相談体制に不安がありますか。（複数回答可）

近所に相談する場がない	21
どこに相談したらよいかわからない	28
相談の場は知っているが、そこまで行くのが大変	10
夜間や休日に相談する場がない	22
その他	10

問 20 情報をどこから知ることが多いですか

市報や社協報	35	障害者団体や家族会	9
新聞やテレビ、ラジオ等	14	病院のケースワーカーや学校の先生	16
インターネット	17	民生委員・児童委員	1
家族や親せき、友人知人	21	行政や相談支援事業所	22
事業所や施設職員	24	その他	5

## 須坂市障害福祉施策推進懇話会設置要領

### (設置)

第1 障害児・者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、障害福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、障害を理由とする差別を解消する取組を円滑かつ効果的に行うため、須坂市障害福祉施策推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (任務)

第2 懇話会は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定による須坂市障がい者等長期行動計画の策定及び見直しに関する意見又は提言
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定による須坂市障がい福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定による須坂市障がい児福祉計画の策定に関する意見又は提言
- (3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第18条の規定による障害を理由とする差別を解消するための情報共有及び意見交換等
- (4) その他障害福祉施策の推進に関して市長が必要と認めること。

### (組織)

第3 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 障害者支援団体及び障害福祉サービス事業者等の関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 市長が必要と認める者

### (会議)

第4 懇話会は、市長が招集する。

### (守秘義務)

第5 懇話会の委員は、懇話会の職に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (庶務)

第6 懇話会の庶務は、健康福祉部福祉課において行う。

### (補則)

第7 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(須坂市障害者福祉計画策定等懇話会設置要綱の廃止)

2 須坂市障害者福祉計画策定等懇話会設置要綱（平成18年7月1日施行）は、廃止する。

2020 年度 須坂市障害福祉施策推進懇話会 協力団体

名称	
社会福祉法人	須坂市社会福祉協議会
特定非営利活動法人	須高地域総合支援センター
社会福祉法人りんどう信濃会	須坂悠生寮
社会福祉法人育護会	さくらの杜育豊
社会福祉法人育護会	須坂技術学園
社会福祉法人廣望会	アートカフェCOCO
社会福祉法人	夢工房福祉会
社会福祉法人すこう福祉会	ワークハウスわらしべ
一般財団法人	須坂市身体障害者福祉協会
家族会	須坂・小布施・高山手をつなぐ育成会
家族会	ときわ会
家族会	須高はげみ会
須坂市民生児童委員協議会	障害福祉部会

2019 年度の要綱改正により、これまでの障がい福祉計画策定懇話会は、障がい者差別解消地域協議会の機能を併せ持つ「障害福祉施策推進懇話会」に変更になりました。

これに伴い、各法人・事業所、団体等の代表者と意見交換を行い、計画作成の参考とさせていただきました。ご協力いただいた皆様に厚く御礼申し上げます。



第五次須坂市障がい者等行動計画  
第6期須坂市障がい福祉計画  
第2期須坂市障がい児福祉計画

2021年3月発行

発行者 須坂市  
編 集 健康福祉部福祉課  
〒382-8511  
須坂市大字須坂 1528 番地1  
電話 026 (248) 9003  
ファクシ 026 (248) 7208  
電子メール s-fukushi@city.suzaka.nagano.jp